

第4期

男鹿市地域福祉計画

—認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり—

令和8年(2026年)3月

男 鹿 市

はじめに

本市では、平成22年度に策定した「男鹿市地域福祉計画」をおおむね5年毎に見直しながら、地域の皆さまとともに福祉のまちづくりに取り組んできましたが、このたび、これまでの取組を振り返りながら、今後の福祉施策をさらに推進していくための新たな指針となる「第4期男鹿市地域福祉計画」を策定いたしました。

少子高齢化や人口減少といった社会課題のほか、ヤングケアラーや8050問題といった複合化・深刻化する福祉課題、激甚化・頻発化している災害への対応が喫緊の課題として注目されている中で、この地域に暮らす全ての人々が、生涯にわたり安心して生活できるまちづくりを進めることが、今、求められております。

本市においても人口減少は当面避けられないという現実を踏まえ、身の丈にあった地域づくり・まちづくりを考えながら、そうした中であっても、男鹿に暮らす全ての人々が生きがいと誇りを持ち、地域で心豊かに安心して暮らしていけるよう、生活の質と幸福度を高める取組が重要と考えております。

第4期男鹿市地域福祉計画では、地域コミュニティを活かした、「認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり」を基本理念とし、市民一人ひとりに寄り添った福祉の実現を目指します。福祉施策を単なる行政の取組とするのではなく、地域全体で支え合い、協力し合う「誰もが参加する福祉」を具体化しております。

また、本計画では、高齢者支援や障がい者支援はもちろん、子育て支援や福祉防災の強化、地域住民の世代を超えたつながりづくりなど、幅広い課題に対応する内容を掲げております。これにより、誰もが心豊かに生きられる環境を整備し、男鹿市ならではの地域福祉へと進化させていきます。

地域福祉は、行政だけで進めることはできません。皆さまとの協働が何よりも重要です。市民、事業者、関係機関がそれぞれの立場で役割を果たし、「オール男鹿」で課題に向き合うことにより、男鹿市はさらに暮らしやすいまちになると信じております。

本計画を出発点として、「未来につながる福祉」を市民の皆さまと一緒に育んでいきたいと思っております。どうか皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり御尽力いただいた男鹿市地域福祉計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった多くの皆さま、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

男鹿市長 菅原 広二

目 次

第1章 計画策定の概要

【計画策定の趣旨】	1
【計画の位置づけ】	4
【計画の期間】	5

第2章 計画の基本的な考え方

【計画の基本理念】	6
【計画の基本目標】	7
【地域福祉とは】	8
【圏域の考え方】	10

第3章 男鹿市の現状と課題

【本市における地域福祉を取りまく現状について】	11
【地域福祉の課題】	17

第4章 施策の展開

【第4期男鹿市地域福祉計画の全体】	20
基本目標1 みんなが役割をもち、参加してつくる共生社会の地域づくり	21
基本目標2 丸ごと相談ができる仕組みづくり	25
基本目標3 住み慣れた地域で安心安全に暮らせる地域づくり	28
【促進・推進計画】	
男鹿市成年後見制度利用促進計画	32
男鹿市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進法	33
男鹿市再犯防止推進計画	34

第5章 計画の推進と進捗管理

【推進体制の考え方】	35
【計画の進捗管理】	36

資料編

【計画策定までのスケジュール】	37
【男鹿市地域福祉計画策定委員会設置要綱】	38
【男鹿市地域福祉計画策定委員会名簿】	39

第1章 計画策定の概要

【計画策定の趣旨】

本市では、社会福祉の基本的な理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、令和2年3月に第3期男鹿市地域福祉計画を策定し、「認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり」を目指し、地域福祉の増進を図ってきました。

その中で、令和2年の改正（令和3年4月1日施行）では、地域福祉を推進するにあたり、地域住民等が特に留意すべき点として、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と第4条第1項の規定が新設されました。

また、第6条第2項では、地方公共団体の責務が定められていますが、この責務には、国及び地方公共団体が実施主体となって、包括的な支援体制の整備を進めるという観点とともに、その体制整備の際には、福祉の領域に留まるのではなく、保健医療、労働、教育、住まい、地方創生、まちづくりなど、地域の幅の広い関係者との連携を十分意識することが重要であるとされています。

本計画は、市政運営の基本方針である男鹿市総合計画のもと、社会福祉法の改正を踏まえ、地域における日常生活上の課題に、すべての市民が手を取りあって取り組むことにより、地域の福祉力を高めていこうという、「認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり」を基本理念とした福祉の基本方針を示すものであり、行政、市民、福祉関係者などの協働により、誰もがつながる共生社会の地域づくりを目指し「第4期男鹿市地域福祉計画」を策定するものです。

なお、本計画では、「男鹿市成年後見制度利用促進計画」、「男鹿市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進計画」、「男鹿市再犯防止推進計画」を包含し、国や県、当事者団体等と連携・協働してさらなる地域福祉の充実を図ります。

○社会福祉法より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(略)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

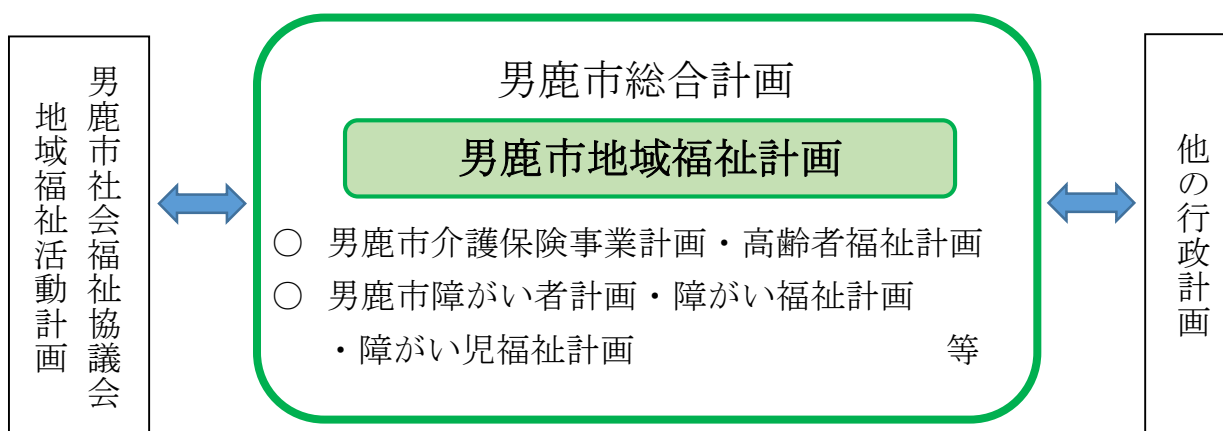
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【計画の位置づけ】

本計画は、「男鹿市総合計画」を上位計画として、地域福祉の推進を具体的に進めていくための基本計画です。

この計画は、福祉の分野ごとに作成される部門別計画の上位計画となるとともに、市民、事業者（所）、社会福祉協議会及び各種団体と行政が手を携え、互いに協力し、協働で活動する上での指針となるものです。

また、福祉の分野別計画以外の諸計画と整合性を図るとともに、男鹿市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉活動の充実と活性化を図っていきます。



【計画の期間】

計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間と
します。

計画/年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
男鹿市総合計画							
男鹿市地域福祉計画					第 4 期		
男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画		第 9 期			第 10 期		
男鹿市障がい者計画			第 5 期				
男鹿市障がい福祉計画			第 7 期				
男鹿市障がい児福祉計画			第 3 期				
男鹿市社会福祉協議会地域福祉活動計画					第 4 期		

第2章 計画の基本的な考え方

【計画の基本理念】

認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり

第3期計画の基本理念を継承しながら、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合いつながっていくことで、誰もが地域で生き生きと暮らせる共生社会を目指します。

地域住民が「他人事」を「我が事」としてとらえる意識の醸成を図り、丸ごと（包括的に）支援する体制づくりと、切れ目のない支援を目指します。



【計画の基本目標】

本市の地域福祉における課題等を踏まえ、次のとおり基本目標を定めます。

1 みんなが役割をもち、参加してつくる共生社会の地域づくり

- ・誰もが役割をもちながら、自分たちの暮らす地域を自分たちでともにつくる、地域共生社会を目指します。
- ・社会福祉協議会と連携して、地域住民とともに地域の生活課題を掘り起こし、ニーズに対応する活動を行います。

2 丸ごと相談ができる仕組みづくり

- ・誰もが「他人事」を「我が事」として捉える意識の醸成を図ります。
- ・身近なところで気づき、つながり、地域住民の相談を丸ごと受け止める場を整備します。
- ・複合的で複雑な課題を抱える人に対し、関係機関が連携して課題の解決に向けた支援を行います。

3 住み慣れた地域で安心安全に暮らせる地域づくり

- ・住民それぞれが互いの人権を認め合い、尊重し、誰もが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築くために人権教育・啓発を行うとともに、権利擁護のための制度の周知と利用援助を行います。
- ・虐待を含む養護を必要とする人の早期発見の仕組みや早期に適切な対応がとれる体制をつくります。
- ・災害時や緊急時に備えて、住み慣れた地域でお互いに助け合う意識の醸成を図ります。
- ・多様化する様々な生活課題に対して、生活関連分野が連携して課題解決に向けた取組を行います。

【地域福祉とは】

①地域福祉の概念

住民が地域福祉に求める機能は、それぞれの立場や状況によって異なりますが、主な機能は次のとおりです。

- 支援を必要とする人をもれなく把握する仕組みがある。
- 住民誰もが「居場所」と「役割」を見出して参加し、それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境がある。
- 自分が住み慣れ親しんだ地域で安心して生活を送ることができる環境がある。
- 従来の近隣住民同士の助け合いに加えて、地域全体で支え合うコミュニティがある。
- 日常生活における様々な地域生活課題に対して、公的サービス以外に地域のサポート体制による支援がある。
- 住民が積極的にボランティアに参加し、多様な活動が展開できる。
- 支援を必要とする人に対してボランティアによる様々な支援が期待できる。
- 住民一人ひとりの権利を守る仕組みがある。
- 安心して暮らすことができる地域環境がある。
- 地域外からの様々な支援・協力を柔軟に受け入れることができる。
- 新しい課題を把握し、それに対する取組姿勢がある。
- 地域全体で子どもを見守り、育む環境がある。

②自助・共助・公助

「地域福祉」という言葉の意味は、対象範囲・内容が大変幅広く、また、市民一人ひとりが地域福祉に求める機能も様々ですが、地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」の連携によって取り組むことが基本となります。

なお、本計画における「自助」、「共助」、「公助」の定義は次のとおりです。

「自助」・・・自分や家族による自助努力

日常生活の様々な課題に対して、個人の意思や行動、家族の支え合いによって解決を図ることを「自助」といいます。自分の努力で解決しない課題について、近隣住民や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めたりすることも「自助」であり、極めて重要な取組です。また、自分の身の回りのことで問題が生じないように、予め対策を考えておくことも「自助」の一つです。

「共助」・・・地域住民同士の支え合い

近隣の住民同士や地域で活動する団体同士の支え合い・助け合い（互助）で地域生活課題の解決を図ることを「共助」といい、地域福祉においては中心的な取組です。

地域で暮らす誰もが福祉の受け手であり、また担い手でもあると認識し、地域の中でお互いに支え合うことができる関係づくりが大切です。

「公助」・・・行政が行うサービスや支援

行政が提供するサービスや行うべき支援を「公助」といいます。また、自助や共助だけでは解決できない地域生活課題に対応し、地域福祉を推進するための基盤づくりも「公助」となります。

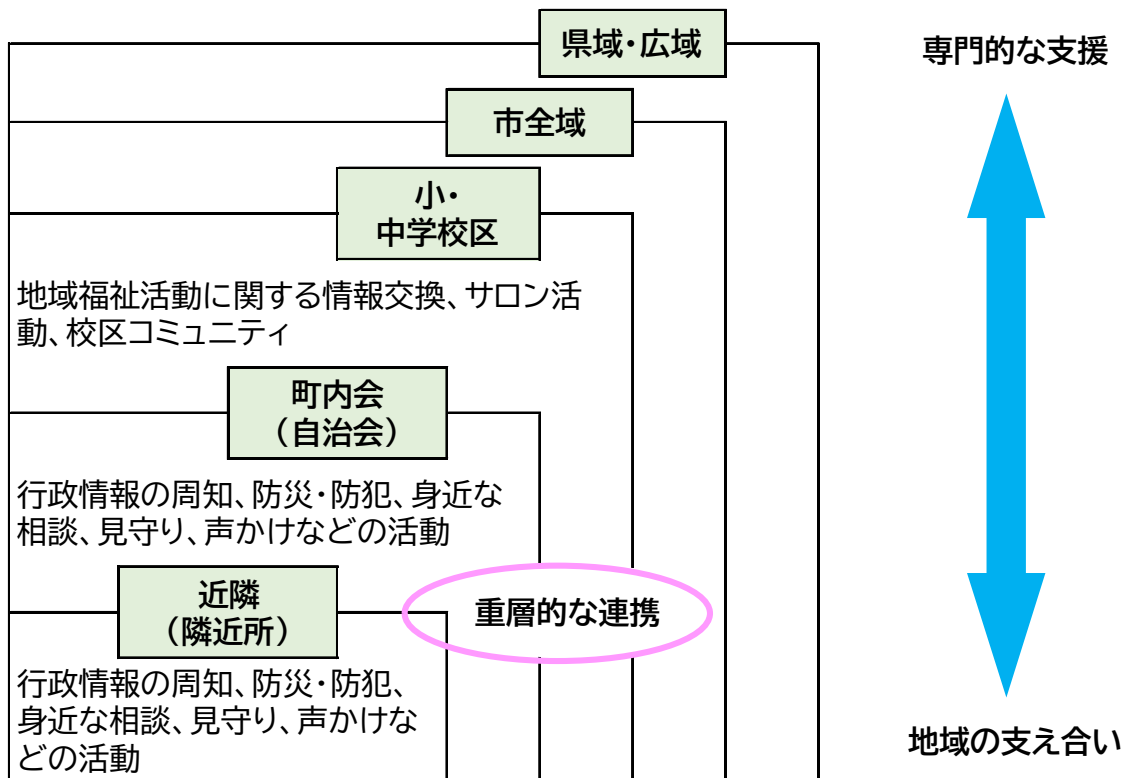
行政は「自助」や「共助」を支援するとともに、「公助」として必要なものに責任を持って取り組んでいきます。

【圏域の考え方】

地域福祉活動は、地域の様々なエリア（範囲）で行われます。また、それぞれのエリアでは、その広さに応じた機能や役割があります。実際の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、概ね次のイメージ図のように整理することができます。

本計画においては、地域福祉活動を推進するための「地域」の範囲を「近隣（隣近所）、町内会（自治会）、小・中学校区、市全域」とし、各圏域内でつながりを深め、各圏域間が重層的に連携していくことを目指します。

また、市では解決が難しく専門的な支援を必要とする課題や、身近な地域では対応が困難な課題は圏域をまたがる県域・広域において支援していくことが必要です。



第3章 男鹿市の現状と課題

【本市における地域福祉を取りまく現状について】

(1) 人口の推移と地区別人口及び世帯数

男鹿市の人口は、令和2年度に25,973人であったところ、令和6年度には23,146人と5年間で2,827人減少しています。

地区別人口は船越地区が最も多く、世帯数は船川地区が最も多くなっています。また、1世帯あたりの人員は船越地区が最も多く2.13人、戸賀地区が最も少なく1.57人となっています。

住民登録人口

地区	世帯数(世帯)	人口(人)			1世帯あたり人口(人)
		総数	男	女	
船川	2,861	5,114	2,386	2,728	1.79
椿	329	572	284	288	1.74
戸賀	210	329	151	178	1.57
北浦	1,121	1,922	919	1,003	1.71
男鹿中	578	922	481	441	1.60
五里合	559	1,130	534	596	2.02
脇本	1,772	3,514	1,668	1,846	1.98
船越	2,480	5,292	2,521	2,771	2.13
若美	2,237	4,351	2,069	2,282	1.95
合計	12,147	23,146	11,013	12,133	1.91

出典:R6 市勢統計要覧

(令和7年3月末現在)

(2) 高齢者人口及び高齢化率の推移

60歳以上の人口は減少していますが、比率は年々増加傾向にあります。

高齢者人口及び高齢化率の推移

(単位:人、%)

区分 年度	総人口	60歳以上	比率	65歳以上	比率	70歳以上	比率
R2	25,973	14,376	55.3	12,256	47.2	9,632	37.1
R3	25,264	14,192	56.1	12,175	48.2	9,651	38.2
R4	24,511	13,926	56.8	12,024	49.1	9,664	39.4
R5	23,779	13,606	57.2	11,799	49.6	9,541	40.1
R6	23,146	13,380	57.8	11,639	50.3	9,485	41.0

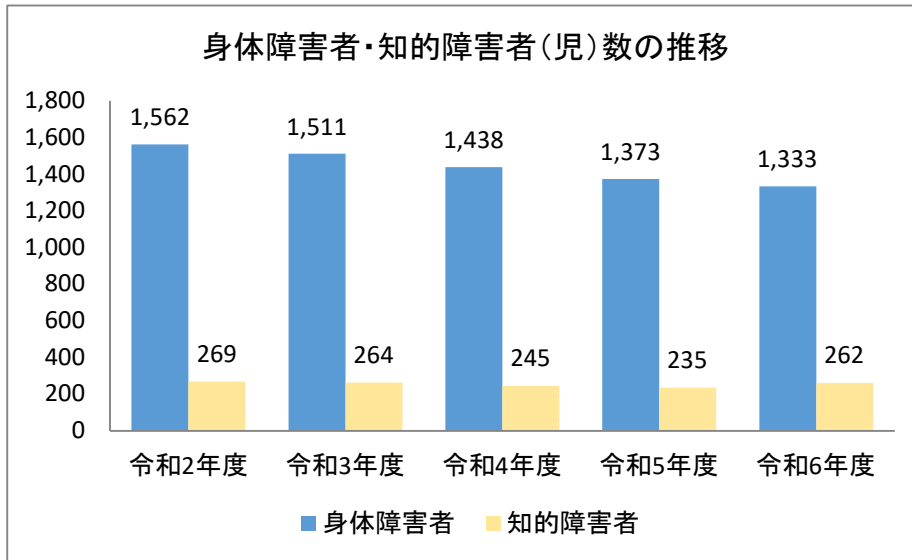
出典:R7 男鹿の福祉

(各年度3月31日現在)

(3) 障害者の推移

身体障害者は人口とともに年々減少しており、知的障害者は多少の増減をしながら横ばいの状態にあります。

(単位:人)

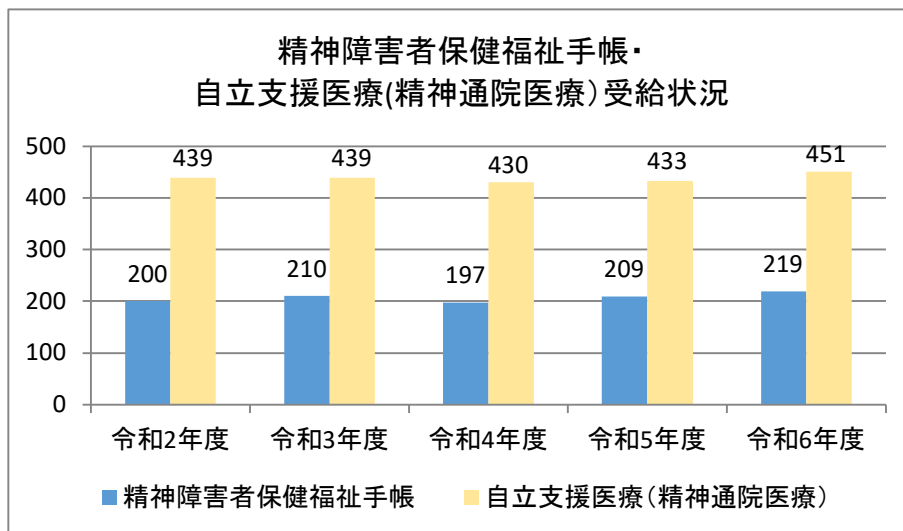


市福祉課調べ

(各年度 3 月 31 日現在)

精神障害者保健福祉手帳の所持者と自立支援医療の受給者は微増傾向にあります。

(単位:人)



出典:R7 男鹿の福祉

(各年度 3 月 31 日現在)

(4) 出生数の推移

本市の出生数は令和2年度は66人、令和6年度は40人となっており、減少傾向にあります。

市の年度別出生数の状況

(単位:人)

地区 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
船川	15	13	11	10	8
脇本	7	6	8	5	7
船越	30	35	26	24	16
五里合	1	2	2	2	0
男鹿中	1	2	1	0	1
北浦	5	2	1	2	1
戸賀	0	0	0	0	0
若美	7	11	7	6	7
計	66	71	56	49	40

市福祉課調べ

(各年度3月31日現在)

(5) 保育園・幼稚園の入園の推移

令和7年度の保育園・幼稚園の入園児童数は332人となっており、いずれも減少傾向にあります。

保育園・幼稚園年度別入園状況

(単位:人)

施設 \ 年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
公立	船川	85	77	76	65	68
	船越	—	—	—	—	170
	(旧船越)	138	138	114	132	—
	(旧五里合)	10	11	8	5	—
	(旧若美南)	52	44	37	31	—
	(旧玉ノ池)	10	5	6	6	—
	脇本	69	58	59	48	37
	北浦	12	10	10	10	7
	わかみベビー	—	—	—	—	7
計	376	343	310	297	289	
私立	いづみ	50	48	45	37	35
	(事業所内保育)	8	11	11	9	8
	計	58	59	56	46	43

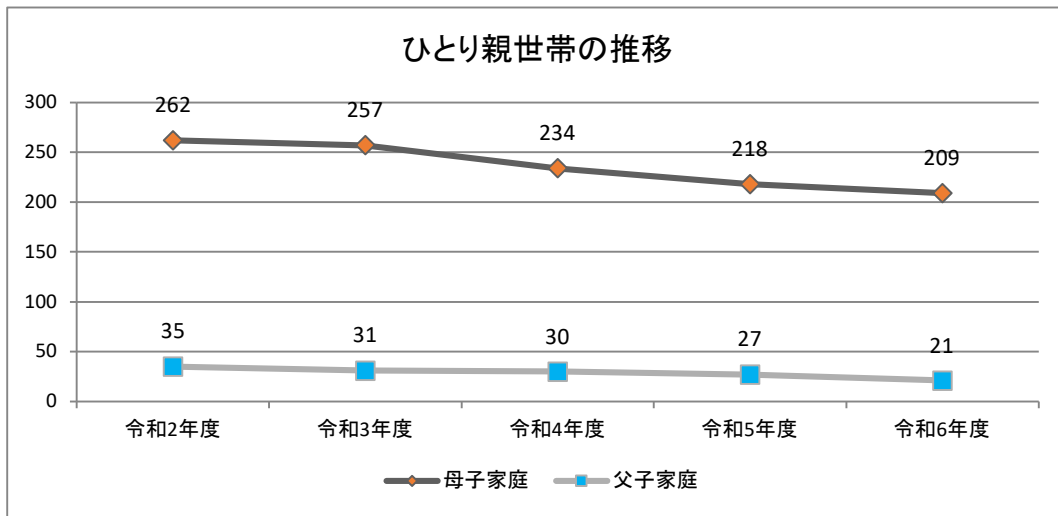
出典:R7 男鹿の福祉

(各年度4月1日現在)

(6) ひとり親家庭の推移

ひとり親家庭は減少傾向にあります。

(単位:人)



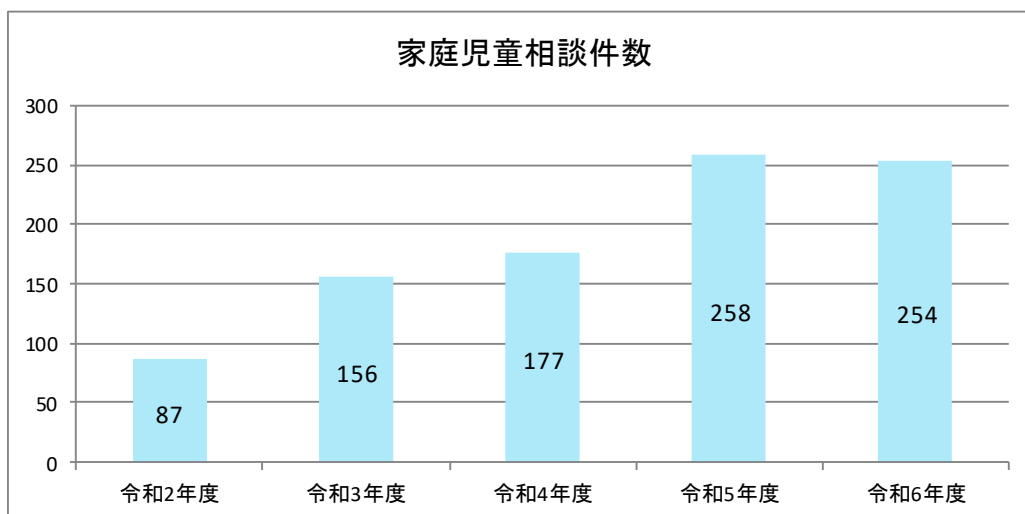
出典: R7 男鹿の福祉

(各年度 8月1日現在)

(7) 家庭児童相談の状況

令和6年4月施行の改正児童福祉法により、「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となり、令和5年度は設置に向けた取組として、情報収集による実情把握や、訪問などの相談体制の強化を図ったことで相談件数が大きく増加しており、令和6年度からは「こども家庭センター」の設置により、相談窓口の機能強化が図られています。

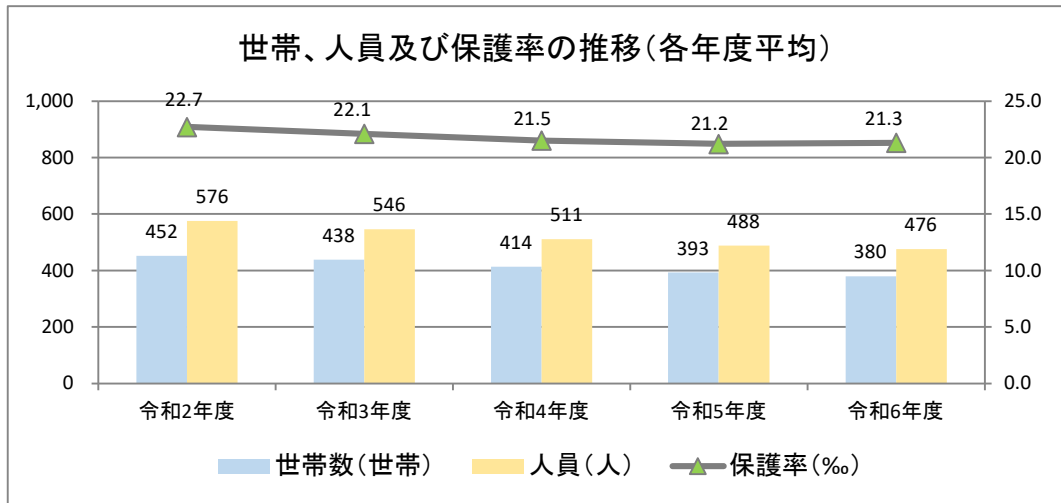
(単位:件)



出典: R7 男鹿の福祉

(8) 生活保護の受給状況

生活保護の世帯、人員は減少傾向で、保護率はほぼ横ばいの状態にあります。

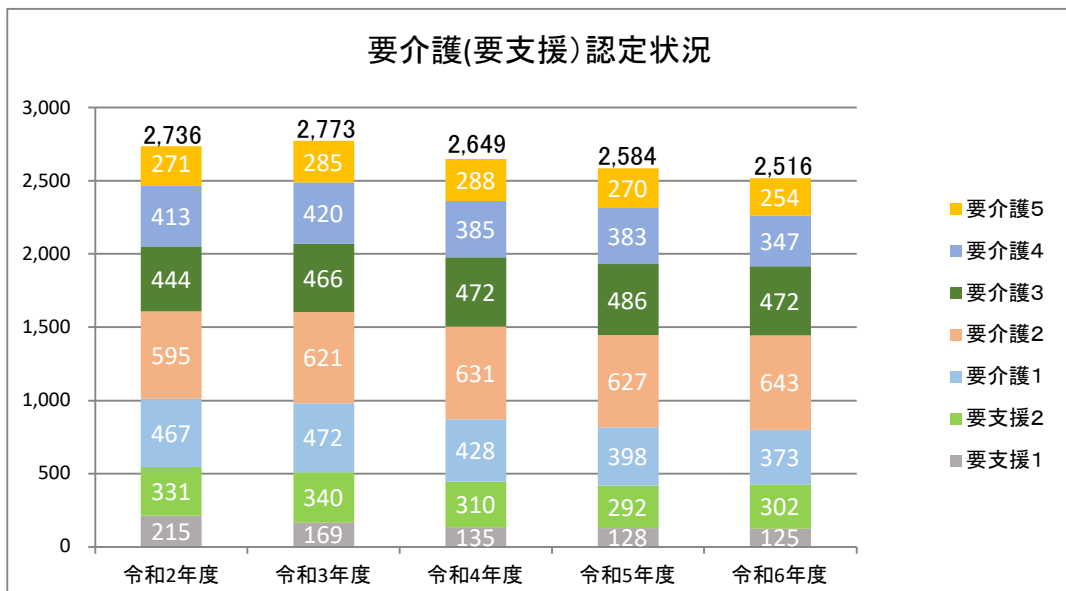


出典: R7 男鹿の福祉

(9) 介護保険認定者の推移

要介護（要支援）認定状況は減少傾向にあります。

(単位: 人)



出典: R7 男鹿の福祉

(各年度 3 月 31 日現在)

(10) 再犯者率の推移

全国の刑法犯検挙人員に占める再犯率は減少傾向にあります。令和5年は全国、秋田県、男鹿市ともに50%以下となっています。

再犯者率の推移(刑法犯)

(単位:%)

地区 \ 年	元年	2年	3年	4年	5年
全国	50	51	50	50	49
秋田県	52	49	50	51	48
男鹿市	47	47	54	61	48

出典:東北矯正管区データより



【地域福祉の課題】

「第4期男鹿市地域福祉計画」策定に向けて、令和7年5月から10月にかけて地域住民や男鹿市民生委員児童委員等へ「地域福祉に関するアンケート調査」（回答者131人）を実施し、その結果を踏まえ地域福祉に関する課題を整理しました。

設問① あなたの地域やその周辺には、どのような困りごとがあると感じていますか。

1. 地域での支え合いや助け合いに関する課題（支え合い）	8%
2. 買い物や移動の支援に関する課題（外出）	16%
3. 生活習慣病や健康づくりに関する課題（健康）	4%
4. 子育てや育児を行う家庭への支援に関する課題（子育て）	2%
5. ひとり親家庭への支援に関する課題（ひとり親）	2%
6. 高齢者の社会参加や生きがいづくりに関する課題（高齢者の社会参加）	12%
7. 障害のある方の社会参加や生きがいづくりに関する課題（障害者）	3%
8. 介護を行う家庭への支援に関する課題（介護する家族）	5%
9. 一人暮らし高齢者や認知症高齢者への支援に関する課題（一人暮らしなど）	13%
10. 障害のある方の差別解消や権利擁護に関する課題（障害者差別）	2%
11. ひきこもり状態である方に関する課題（ひきこもり）	6%
12. 地域での孤独・孤立や自殺対策に関する課題（孤独）	2%
13. 児童虐待やDVに関する課題（虐待・暴力）	2%
14. 生活困窮者への支援に関する課題（貧困）	5%
15. 防災や災害発生時の避難に関する課題（防災・避難）	13%
16. 防犯や再犯防止に関する課題（防犯）	3%
17. その他・・・（その他の意見：墓や土地の管理、ゴミが多いなど）	1%
18. 特になし	1%
	100%

設問② あなたの地域では、地域ぐるみでどのような取組を進めていけば良いと思いますか。

1. 高齢者の支援（見守り・安否確認など）	24%
2. 障害者の支援（見守り・安否確認など）	5%
3. 子育て家庭への支援（悩みごと相談、地域ぐるみの見守り・協力など）	3%
4. 住民の健康づくり（疾病予防・健康増進）	8%
5. 災害への備え（自主防災組織づくり）	18%
6. 事故や犯罪の防止（防犯パトロールなど）	3%
7. 消費者トラブルの防止（情報提供や地域への声かけなど）	4%
8. まちづくりのルールづくり（地区計画、建築協定など）	1%
9. 町内会・自治会活動の推進（イベント、清掃活動など）	10%
10. 福祉教育の推進（小中学校への情報提供、学習活動への協力など）	1%
11. 生涯学習の推進（地域の連帯感を高めるための行事など）	5%
12. 街区公園などの維持管理（草刈り、清掃など）	8%
13. 生活環境整備の推進（道路や下水道の整備など）	7%
14. その他・・・（その他の意見：空き家問題、クリーンアップなど）	2%
15. わからない	1%
	100%

設問③ 行政が福祉を進めるために、優先して取り組むべきことはどれだと思いますか。

1. 地域活動・ボランティア活動への参加の促進や支援	9%
2. 防災や見守りなど住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援	23%
3. 保健福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実	12%
4. 高齢者や障害者になっても在宅生活が続けられる福祉サービスの充実	24%
5. 健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実	4%
6. 権利擁護や苦情対応などのサービス利用者の保護	1%
7. 小・中学校や地域での福祉教育の推進	6%
8. 高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備	8%
9. 手当の支給などの金銭的援助	5%
10. 道路の段差解消などの福祉のまちづくり（バリアフリーの推進）	6%
11. その他・・・（その他の意見：避難場所や道路の整備など）	1%
12. わからない	1%
	100%

課題1：地域コミュニティの希薄化

- ・地域内の交流や近所付き合いが少なくなっている。
- ・地域の中で気軽に集まれる場が少ない。
- ・地域福祉活動を持続させる仕組みが必要。
- ・地域交流を通じてお互い協力できる体制が必要。

課題2：災害時の備えの必要性

- ・一人暮らしの高齢者などが多く、災害時の避難支援が不安。
- ・要支援者を適切に支援できるか不安。
- ・地域でも災害時に備えた取組や普段からの声かけが必要。
- ・一方的ではなく、共に支え合う仕組みが必要。
- ・災害情報の速やかで確実な周知が必要。

課題3：少子高齢化・人口減少社会の進行

- ・若い人や子どもが少ない。
- ・家族数の減少から、親族等の助け合いが難しい。
- ・少子高齢化が進む程、地域の負担が多くなるため行政との連携が重要。

課題4：生活に不便や心配を感じている

- ・買い物、通院時の交通手段が少ない。
- ・高齢者や障害者が安心して在宅生活が続けられる福祉サービスの充実。

課題5：孤立した人、生活に困窮している人の存在

- ・孤立した人や生活に困窮している人の把握が難しい。
- ・一人暮らし高齢者や認知症高齢者への支援が必要。
- ・プライバシーの問題もあり、どこまで踏み込むかなど、接し方が難しい。

課題6：悩みごとをどこに相談すればよいかわからない

- ・保健福祉に関する情報提供や案内、相談窓口の充実。
- ・成年後見制度を市民に対して浸透させる機会が必要。

課題7：地域ボランティアの担い手不足・固定化

- ・ 民生委員・児童委員や町内会役員、地域ボランティアなど、地域福祉に従事する担い手の不足を感じる。
- ・ 地域の自治会活動も若い人が少なく、参加する人がいつも限られている。
- ・ 地域への愛着や参加意識の低下を感じる。
- ・ 参加する人が少なく、今後の継続に不安。

課題8：複合的な課題や制度の狭間の問題を抱えた世帯の存在

- ・ 一つの世帯が複数の課題（ひきこもり、介護、障害者など）を同時に抱えている。
- ・ 高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居し、親が生活を支えている世帯（いわゆる「8050問題」）。

課題1から課題8までを踏まえ、第4期男鹿市地域福祉計画の基本理念、基本目標を次ページのとおり設定しました。

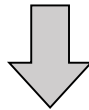


第4章 施策の展開

第4期男鹿市地域福祉計画の全体

地域福祉の課題

① 地域コミュニティの希薄化
② 災害時の備えの必要性
③ 少子高齢化・人口減少社会の進行
④ 生活に不便や心配を感じている
⑤ 孤立した人、生活に困窮している人の存在
⑥ 悩みごとをどこに相談すればよいかわからない
⑦ 地域ボランティアの担い手不足・固定化
⑧ 複合的な課題や制度の狭間の問題を抱えた世帯の存在



基本目標1 みんなが役割をもち、参加してつくる共生社会の地域づくり (P21～)

基本施策	市民参加と協働の地域づくり
	多世代交流やサロン活動の推進
	ボランティアなど市民活動が積極的に行われる地域づくり
	社会福祉法人や企業などの地域貢献の推進

基本目標2 丸ごと相談ができる仕組みづくり (P25～)

基本施策	身近なところで気づき、つながり、丸ごと相談ができる体制づくり
	多機関が連携した包括的な支援体制づくり
	生活困窮者の自立支援の促進

基本目標3 住み慣れた地域で安心安全に暮らせる地域づくり (P28～)

基本施策	互いの人権を認め合い尊重していく地域づくり
	災害や緊急時に、互いに支え合い助け合える地域づくり
	教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど生活関連分野が連携し、安心して暮らせる環境づくり

【基本目標 1】

みんなが役割をもち、参加してつくる共生社会の地域づくり

基本施策

①市民参加と協働の地域づくり

誰もが役割をもちながら、自分たちが暮らす地域は自分たちでつくる共生社会を目指します。社会福祉協議会と連携して、地域住民と一緒に地域生活課題を掘り起こし、ニーズに対応する「たすけあい活動」をつくります。

【市の取組】

- ・ 高齢者の生きがいと健康づくり、社会奉仕活動を行う老人クラブの活動支援（福祉課）
- ・ 心や体の健康に関する情報の発信と健康づくりの場の提供（子育て健康課）
- ・ 地域福祉座談会の実施（社会福祉協議会）

◆市民ができること◆

- ・ 自分たちが暮らす地域の情報を、積極的に知ろうとする意識を高める。
- ・ 地域にある様々な生活課題・問題を各々が自分自身の問題として受け止め、解決のために何ができるのかを一緒に考える。積極的に地域の行事に参加する。

【評価指標（KPI）】

No.	指標名	単位	現状値	目標値			
			(年)	R8	R9	R10	R11
①	健康教育・健康相談等の実施者数【年間】	人	888 (R6年度)	900	925	950	1,000
②	健康アプリ利用者数 ※1【累計】	件	未実施 (R6年度)	500	750	1,000	1,250

男鹿市総合計画より

※1 市民の健康的な生活習慣を支援するためのスマホで利用するアプリ（令和7年11月より実施）。

②多世代交流やサロン活動の推進

住民に身近な場所で子どもから高齢者まで一緒に集える場やサロンの展開を図り、「気軽に行ける場所」「誰かと話せる場所」「人と触れ合える場所」を増やし、お互いに支え合う仕組みを創出していきます。

【市の取組】

- ・ 在宅福祉、介護サービスの充実（福祉課、介護サービス課）
- ・ 介護サービスの「お世話型」から「自立支援型」への転換による自立と幸福度の向上を図る取組（介護サービス課）
- ・ 介護予防教室（介護サービス課）
- ・ 住民主体の通いの場の拡大（介護サービス課）
- ・ 市民ボランティアによる心や体の健康づくりに寄与するサロン活動等の居場所づくりの支援（子育て健康課）
- ・ コミュニティスクールの推進と地域間交流の機会充実（教育総務課）
- ・ 地域と学校が相互に連携・協働しながら、子どもたちの成長を支える活動の充実（教育総務課）



◆市民ができること◆

- ・ サロン活動や交流活動を積極的に企画・運営する。
- ・ 地域で普段からあいさつ、声かけを心がける。
- ・ お互いにサロン活動や交流活動に誘い合う。



③ボランティアなど市民活動が積極的に行われる地域づくり

ボランティア団体の活動を活用し、地域生活課題を解決する取組やコミュニティ活動の活性化を図ります。

【市の取組】

- ・ 生活支援体制整備事業によるボランティアの養成（介護サービス課）
- ・ 介護予防自主グループ支援（介護サービス課）
- ・ 心や体の健康づくりを推進する人材の育成と活動支援（子育て健康課）
- ・ 近年多発している地震や水害などに備えた災害ボランティアの登録の促進（社会福祉協議会）
- ・ 男鹿市内の施設へのボランティアニーズの把握と情報提供（社会福祉協議会）



◆市民ができること◆

- ・ ボランティアとして、自分に何ができるかを考える。
- ・ 積極的にボランティア活動に参加する。



【評価指標（KPI）】

No.	指標名	単位	現状値	目標値			
			(年)	R8	R9	R10	R11
①	高齢者の生活を支えるボランティア団体数【累計】	団体	1 (R7年)	1	2	2	3
②	介護予防自主グループ数【累計】	グループ	25 (R7年)	26	27	28	29

男鹿市総合計画より

④社会福祉法人や企業などの地域貢献の推進

社会福祉法人などの地域貢献を活用し、地域生活課題を解決する取組やコミュニティ活動の活性化を図ります。

【市の取組】

- ・ 社会福祉法人や企業などが協議できる場の設置に向けた取組（福祉課）

◆社会福祉法人や企業などができること◆

- ・ 地域の福祉ニーズを積極的に把握する。
- ・ 地域の公益的な取組を積極的に行う。
- ・ 地域住民の一員として、地域の行事に積極的に参加する。



※ 社会福祉施設等が参加した福祉避難所の開設・運営訓練の様子

【基本目標 2】

丸ごと相談ができる仕組みづくり

基本施策

①身近なところで気づき、つながり、丸ごと相談ができる体制づくり

住民が、「他人事」を「我が事」として捉える意識の醸成を図ります。地域住民が身近な圏域で課題に「気づき」、専門機関につないで一緒に支援していく意識を高めます。

【市の取組】

- ・ 市の広報やホームページ等の広報媒体等を活用し、様々な悩みごとの相談窓口等に関する情報提供（全庁）
- ・ 身近なところで相談を丸ごと受け止め、包括的な支援につなぐ体制の整備（全庁）
- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化と適切な関係機関による支援へのつなぎ（福祉課）
- ・ 認知症サポーター養成講座（介護サービス課）
- ・ 家族の介護や世話を過度に行っているヤングケアラーの実態把握と適切な支援（福祉課、介護サービス課、子育て健康課）



◆市民ができること◆

- ・ 悩みをひとりで抱え込まず、誰かに相談する。
- ・ 相手の悩みや困りごとを、気持ちに寄り添い、受け止めて聴く。
- ・ 他人事を我が事とした意識を高める。



②多機関が連携した包括的な支援体制づくり

複合的な課題を抱える人に対し、関係機関が連携して課題解決に向けた包括的支援を提供します。

【市の取組】

- ・ 保健、医療、福祉に関する計画等における施策を踏まえつつ、各種委員会、協議会等において関係機関が連携し、対象者が抱える複合的課題に関する具体的な対応策の協議（子育て健康課、福祉課、介護サービス課、教育総務課、こども未来課、男鹿みなど市民病院）
- ・ 心の問題、健康問題、経済・生活問題、法律問題、福祉問題、労働問題など、相談対応の充実を図り、相談機関の連携の促進（全庁）
- ・ それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい、労働等）に応じて、関係機関が連携を図りながら相談に対応（全庁）
- ・ 複数の慢性疾患に加え、認知機能やひきこもり等社会的なつながりが低下する状態になりやすい高齢者に対し、生活習慣病等の重症化予防と生活維持機能の双方を組み合わせた支援（介護サービス課、生活環境課、子育て健康課）
- ・ 地域で見守る！早期発見ネットワーク（介護サービス課）
- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進（介護サービス課）



③生活困窮者の自立支援の促進

制度のはざまなどで生活困窮に落ち込むことがないように、生活に困窮している人の早期発見に努め、自立のための支援ができる体制づくりを促進します。

【市の取組】

- ・ 関係機関と連携しながら、就労と居場所の確保による支援及び保健医療・福祉サービスの提供による支援（全庁）
- ・ 生活に困窮している人の早期把握のため、関係機関との連携による情報の把握と、行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や社会福祉法人、民生委員等の地域ネットワークと連携して把握に努める（福祉課）
- ・ 自立相談支援事業、住宅確保給付金事業の推進（福祉課）

◆市民ができること◆

- ・ 身近に生活に困った人がいれば、相談を促したり、関係機関と地域で一緒に支援することを心がける。
- ・ 普段からの声かけ、あいさつなどから、地域で孤立する世帯がないようお互いに気づき合えるように心がける。



【評価指標（KPI）】

No.	指標名	単位	現状値	目標値			
			(年)	R8	R9	R10	R11
①	就労支援事業に参加した生活保護受給者のうち就労により増収につながった者の割合	%	30.4 (R6年度)	50	50	50	50

男鹿市総合計画より

【基本目標 3】

住み慣れた地域で安心安全に暮らせる地域づくり

基本施策

①互いの人権を認め合い尊重していく地域づくり

住民それぞれが互いの人権を認め合い尊重し、誰もが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築くために、人権教育・啓発を行うとともに、権利擁護のための制度の周知と利用の援助を行います。

虐待を含む擁護を必要とする人の早期発見の仕組みや適切な対応がとれる体制をつくりま



※ 障害者週間 作品展示

【市の取組】

- ・ 秋田人権擁護委員協議会等と連携を図りながら、住民への人権教育や啓発、市内小学校への人権の花運動、保育園等への人権教室の実施（総務課）
- ・ 障害者に対する理解と合理的配慮等の普及啓発（福祉課）
- ・ 高齢者や障害者等の社会活動への参加促進（福祉課、介護サービス課）
- ・ 児童や高齢者、障害者への虐待及びDVに対し、早期発見と早期解決を図るために、住民や保育所（園）、幼稚園、学校、医療機関及び関係機関との連絡体制の構築（福祉課、介護サービス課、子育て健康課、教育総務課、こども未来課、男鹿みなと市民病院）
- ・ 虐待等への迅速な対応がとれるよう、児童虐待については男鹿市要保護児童対策地域協議会、障害者虐待については男鹿市障害者虐待防止センター、高齢者虐待については男鹿市地域包括支援センターが、それぞれ中心となった関係機関による連携と支援（福祉課、介護サービス課、子育て健康課）
- ・ 虐待防止のための啓発活動（福祉課、介護サービス課、子育て健康課）



※ 手話奉仕員養成講座

◆市民ができること◆

- ・ 近隣に関心を持ち、声かけやあいさつなどから、孤立する世帯がないように心がける。
- ・ 困っている人がいれば、相談できる機関を伝える。
- ・ 地域で「暴力・虐待を許さない意識」を高める。

②災害や緊急時に、互いに支え合い助け合える地域づくり

災害時や緊急時に備えて、住み慣れた地域でお互いに助け合う意識の醸成を図ります。

【市の取組】

- ・ 自主防災組織の育成強化（危機管理課）
- ・ 総合防災訓練や防災講習会、防災リーダー認定講習会の実施（危機管理課）
- ・ 災害発生時に迅速かつ安全な避難を行うための、ハザードマップ等の作成及び周知と避難看板・避難経路等の環境整備（危機管理課）
- ・ 災害発生時における福祉、介護事業所の相互の協力応援体制の整備（福祉課、社会福祉協議会）
- ・ 災害発生時に円滑な災害ケースマネジメントを実施するための体制整備（福祉課）
- ・ 個別避難計画の実行性を高めるため、避難経路を確認しながら散歩する「ひなんさんぽの会」を開催（福祉課、社会福祉協議会）
- ・ 避難行動に支援が必要な人の「個別避難計画」の作成支援（福祉課、社会福祉協議会）
- ・ 個人情報の取扱いに十分に配慮した災害時避難行動要支援者名簿の更新（福祉課）
- ・ 要配慮者のための福祉避難所の体制整備（福祉課）



※ 「ひなんさんぽの会」の様子

◆市民ができること◆

- ・ 近所同士普段から、あいさつや声かけを心がける。
- ・ 災害に備えて、普段から必要な非常用品を準備する。
- ・ 地域での防災訓練に積極的に参加する。
- ・ 災害時に自分ひとりでは避難できない人（要支援者）を地域で把握し、災害時に助け合う体制づくりを考える。
- ・ 避難行動に不安のある人の「個別避難計画」を作成する。
- ・ 男鹿市防災情報等メール配信サービスへ登録する。
- ・ ハザードマップで、地域の災害リスクを把握し避難経路を確認する。



③教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど生活関連分野が連携し、安心して暮らせる環境づくり

多様化する様々な生活課題に対して、生活関連分野が連携して課題解決に向けた取組を行います。

【市の取組】

- ・ 需要に対応した公共サービスの提供（企画政策課）
- ・ 住民との協働による住民主体の地域交通の推進（企画政策課）
- ・ 危険空き家対策の推進（危機管理課）
- ・ 生活支援体制整備の推進（介護サービス課）
- ・ 就業資格取得支援助成金交付事業の実施による就業機会拡大の推進（男鹿まるごと売込課）



◆市民ができること◆

- ・ 自分たちが暮らす地域の課題をみんなで考える。
- ・ 自分たちができることを積極的に行う。
- ・ お互いに支えあい、助け合う意識を高める。
- ・ 近所のちょっとしたお手伝い（ごみ出しなど）を心がける。



※ 老人クラブが開催する勉強会



※ 自治会を中心とした避難行動の支え合いを考える集い

【促進・推進計画】

● 男鹿市成年後見制度利用促進計画

計画期間：令和8年度～令和12年度

高齢化社会が進展する中で、認知症や精神障害により意思決定が困難な方の権利を守る成年後見制度へのニーズが増加しています。

市では、成年後見制度の利用促進を通じて、本人の自己決定権を尊重し、安全で安心な生活が送れるように、関係機関で構成する男鹿市成年後見人利用促進協議会から意見をもらいながら、中核機関として制度の普及・啓発、利用促進に努めます。

また、本計画を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条第1項に基づく市の「成年後見制度利用促進計画」に位置付け、権利擁護支援という側面から地域共生社会の実現を目指し、地域連携ネットワークの構築を進めます。

【市の取組】

- ・成年後見制度に関する知識や理解の普及啓発（福祉課、介護サービス課）
- ・成年後見制度の利用促進（福祉課、介護サービス課）
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた取組（福祉課・介護サービス課）
- ・成年後見人等の支援（福祉課、介護サービス課）
- ・市民後見人の育成及び支援（福祉課）

● 男鹿市孤独・孤立（ひきこもり）対策推進計画

計画期間：令和8年度～令和12年度

「孤独・孤立対策推進法」において、日常生活や社会生活で孤独を覚えたり、社会から孤立したりすることで心身に有害な影響を受けている状態を「孤独及び孤立の状態」といいます。

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる段階において誰にでも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において、孤独・孤立の状態にある人への適切な支援やその予防策を推進することが重要であるとされています。

市では、「孤独・孤立対策推進法」の理念に基づき、孤独を感じている人やひきこもり等によって社会的に孤立している人たちを継続的に支援することで、人と人々が相互に支え合い、つながる社会を目指します。

【市の取組】

- ・孤独・孤立の状態にある人やその家族等からの相談に応じる「ひきこもり相談窓口」の設置及び周知（福祉課）
- ・要支援者への包括的な支援体制の構築（福祉課、介護サービス課、こども未来課、子育て健康課、男鹿まるごと売込課、社会福祉協議会）
- ・要支援者の困りごとや悩みから適切な支援に繋げるための、相談支援機関との連携（福祉課）
- ・要支援者に対する就労や社会参加への支援及び保健医療・福祉サービスの提供による支援（福祉課、介護サービス課、生活環境課）
- ・研修への参加による資質向上など、要支援者やその家族等を支援するための人材育成（福祉課、介護サービス課）

● 男鹿市再犯防止推進計画

計画期間：令和8年度～令和12年度

市では、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。再犯防止は、犯罪被害の未然防止につながり、また、罪を犯した人が地域社会の一員として立ち直ることを支援することは、共生社会の実現にとって不可欠な課題です。

罪を犯した人の立ち直りは、本人の努力に加え、地域社会の理解と多様な機関の連携による継続的な支援が不可欠です。関係機関や地域住民が一体となり、出所者等が再び地域で孤立することなく、それぞれの特性に応じた必要な支援を受けながら、安心して生活できる共生社会の実現を目指します。

国が推進する「再犯防止推進法」の理念に基づき、地域の実情に応じた実効性のある再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

【市の取組】

- ・関係機関と連携しながら、再犯防止に向けた取組を地域全体で支えると同時に、就労と居場所の確保による支援及び保健医療、福祉サービスの提供による支援（全庁）
- ・保護司及び保護司会など民間協力者による活動促進（福祉課）
- ・保護司の安全確保のため、保護司会等と連携し、面接場所の確保等を支援（福祉課）
- ・毎年7月を強調月間とする“社会を明るくする運動”の実施及び市内の学校訪問や広報、啓発活動を行うなど、犯罪非行防止と青少年健全育成の推進（福祉課、教育総務課、保護司会）

第5章 計画の推進と進捗管理

【推進体制の考え方】

1. 推進体制の考え方

本計画を推進するにあたっては、市民、事業者、社会福祉協議会と行政が手を携え、互いに協力しながらそれぞれの役割を果たすことにより取り組んでいくことが求められます。

2. 市民の役割

市民一人ひとりが地域の福祉について考え、積極的に地域福祉活動に参画していくことが必要です。お互いに助け合い、支え合いながら、地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから、具体的な地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

3. 事業者（所）の役割

福祉サービスの担い手として、市民の多様なニーズに応えると共に、サービスの質の向上に努めるほか、専門的なサービスの提供や助言などを積極的に行います。

地域社会に貢献し、公益的な事業に積極的に取り組むよう努めます。

3. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、市と共に、地区社会福祉協議会をはじめ、町内会、民生児童委員、ボランティアや福祉施設等との連携をさらに深め、計画を推進していきます。

4. 市の役割

市は全庁的な体制のもと、横断的な視点で各事業を実施するとともに、関係機関と連携しながら計画の推進に努めます。

市民の地域福祉活動への参画を促進するため、参加機会の提供の充実に努めます。

市民に福祉サービスや施策の情報が伝わるように周知や広報に努めます。

【計画の進捗管理】

本計画については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて見直しを行います。

計画の最終年度である令和 12 年度（2030 年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。



資料編

【計画策定までのスケジュール】

日程	内容
令和7年 5月～10月	地域福祉に関するアンケート調査 民生児童委員、ケアマネージャー、地域住民を対象に実施 回答者 131人
9月1日	男鹿市地域福祉計画策定委員会（第1回） （委員委嘱・計画の概要、各論について）
12月26日	男鹿市地域福祉計画策定委員会（第2回） （地域福祉計画素案について）
令和8年 1月13日～1月25日	パブリックコメントの実施 最終案を市ホームページにて公開
2月20日	男鹿市地域福祉計画策定委員会（第3回） （男鹿市地域福祉計画本案について）
3月	市議会へ報告 第4期男鹿市地域福祉計画策定

【男鹿市地域福祉計画策定委員会設置要綱】

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、男鹿市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、男鹿市地域福祉計画の原案の策定のために必要な事項に関することについて協議をするものとする。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 社会福祉関係事業者
- (5) 地域住民
- (6) その他必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、福祉事務所に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

【男鹿市地域福祉計画策定委員会名簿】

番号	役 職	所 属	氏 名
1	委員長	男鹿地区保護司会	佐藤 晴一
2	副委員長	社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会	三浦 進也
3	委員	男鹿市民生児童委員協議会	加藤 立夫
4	委員	男鹿市主任児童委員	佐藤 美香
5	委員	男鹿市老人クラブ連合会	江島 昭光
6	委員	男鹿市手をつなぐ育成会	加藤 恵美子
7	委員	秋田人権擁護委員協議会	鈴木 由紀子
8	委員	社会福祉法人若美さくら会 特別養護老人ホーム和幸苑	谷 真人
9	委員	市民代表	澤木 敏子
10	委員	男鹿みなと市民病院	小坂 さおり
11	委員	市民福祉部 男鹿市地域包括支援センター	畠山 陽子
12	委員	男鹿市市民福祉部 子育て健康課	津川 互
13	委員	男鹿市市民福祉部 福祉課	武藤 力守

第4期 男鹿市地域福祉計画

令和8年(2026年) 3月

発行 男鹿市

編集 男鹿市 市民福祉部 福祉課

〒010-0595

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

電話 0185-24-9117

FAX 0185-32-3955

HP <https://www.city.oga.akita.jp/>